令和５年５月１日

保護者 様

昭和学院小学校
校長 山本 良和

新型コロナウイルス感染症への対応について

新緑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、既に報道等でご存知のこととは思いますが、５月８日から新型コロナウイルスの感染症法上の扱いが「５類」に移行されることになりました。これを受け、本校もこれまでの対応方法を見直し、今後は次のように対応してまいります。

記

児童本人が感染した場合

・発症日を０日目とし、発症した日から５日を経過し、かつ症状が軽快(*)した後１日を経過するまで登校を控えてください。この間、出席停止扱いとなります。

(*)「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。

・感染後、登校を再開する際には、「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止届」（保護者様記入）をご提出ください。用紙は、本校ホームページからダウンロードできます。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

・登校について一律に制限することは行いません。しかし、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにしてください。

・新型コロナウイルス感染症ではない症状につきましては、欠席扱いとなります。

本人が「濃厚接触者」、またはご家族が「感染者」「濃厚接触者」となった場合

・濃厚接触者としての特定は行わず、行動制限等は設けません。したがって、同居しているご家族が新型コロナウイルスに感染していても、直ちに出席停止の対象とはなりません。

・登校に際しましては、お子さんの健康観察を慎重に行ってください。

【その他】

・LEBER による毎日朝･夜の検温及び健康観察のご入力を停止します。登校時の職員による検温確認も行いません。

・LEBER は水泳指導の日や宿泊学習の前週等に活用しますので、アプリを削除することなく、いつでも入力･送信ができるように残しておいてください。

・校内でのマスクの着用を求めません。着用の有無については、ご家庭やお子さん自身の判断に委ねます。ただし、電車やバスなどの公共交通機関を利用する場合は、重症化リスクが高い人への感染防止のため、引き続きマスクの着用を推奨します。

・昼食時の黙食を止め、座席も対面に戻します。また、校内の冷水器につきましても、メンテナンス及び洗浄等の作業が終了次第、使用を再開します。